

小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱（令和５年４月１日告示）

（趣旨）

第１条 この要綱は、特殊詐欺による被害の防止を図るため、高齢者の特殊詐欺対策電話機等の購入に対し、予算の範囲内において市の交付する特殊詐欺対策電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）については、小美玉市補助金等交付規則（平成１８年規則第４１号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- （１） 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて、対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込み等の方法により、面識のない不特定多数の者から現金等をだましとる詐欺をいう。
- （２） 特殊詐欺対策電話機等 特殊詐欺の被害を防止する次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる装置をいう。
 - ア 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
 - イ 警察、自治体等から提供される迷惑電話番号の情報により迷惑電話番号からの電話を自動判別し、ランプ等で警告表示をして着信を拒否する機能
 - ウ その他特殊詐欺防止の効果が期待される機能

（補助対象者）

第３条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

- （１） 本市の住民基本台帳に記録されている６５歳以上の者であること。
- （２） 特殊詐欺対策電話機等を購入していること。
- （３） 市税に滞納がないこと。
- （４） 小美玉市暴力団排除条例（平成２３年小美玉市条例第２６号）第２条第３項に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額）

第４条 補助金の額は、特殊詐欺対策電話機等の購入に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）に２分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、５,０００円を限度とする。

２ 補助金の交付の対象となる特殊詐欺対策電話機等は、交付対象者の属する世帯につき１台を限度とする。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼交付請求書（第１号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （１） 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証など）
- （２） 補助対象機器の購入に係る領収書（申請者の氏名、品名、事業者名及び日付

の記載があるもの)

(3) 補助対象機器の機能が確認できるカタログ又は取扱説明書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請書兼交付請求書の提出を受けたときは、規則第7条の規定による実績報告があったものとみなす。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、小美玉市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第8条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金額の確定通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(調査への協力)

第8条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について、調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。